

## 京都市成年後見支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市成年後見支援センター（以下「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援

センターは、成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度の利用が必要な場合については適切に利用できるよう、手続の説明や助言等の申立支援を行う。

ア 相談方法等

(ア) センター職員による相談

原則として来所又は電話による相談

(イ) 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）による相談

原則として来所による相談（ただし、センターの開所日のうち指定日時（予約制）に限る。）

イ 利用支援

センターは、成年後見制度の利用を必要とする者が適切に利用できるよう、申立や各種手続方法の説明、申立等制度利用に関する助言等を行う。

(2) 市長申立に関する業務

センターは、別に定める「京都市長成年後見等申立事務実施要領」に基づき、市長による後見等開始の審判申立に関する事務を行う。

(3) 「市民後見人」に関する業務

センターは、別に定める「京都市市民後見人養成講座等実施要領」に基づき、「市民後見人」を養成する講座等を実施するとともに、市民後見人候補者の登録、受任調整及び活動支援等を行う。

なお、「市民後見人」とは、成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意がある市民で、講座により後見活動に必要な法律・福祉の知識や実務対応能力を備え、成年被後見人等の権利を擁護するために継続的に活動を行う者をいう。

(4) 成年後見制度に関する広報及び啓発

センターは、成年後見制度に関する情報発信、講演会等の開催など、市民、関係団体等を対象として、制度利用等に関する幅広い広報及び啓発を行う。

(5) 成年後見制度に関わる関係機関との連携

センターは、成年後見制度に関する事業を実施するに当たり、必要に応じて各福祉事務所や地域包括支援センターをはじめ、弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等との連携を図る。

(6) その他、センターの運営に関し必要な事業

(対象)

第4条 本要綱に基づく事業の対象は、京都市内に在住及びこれに準ずる者とする。

(設置)

第5条 センターは、京都市長寿すこやかセンター（以下「長寿すこやかセンター」という。）内に設置する。

(開所)

第6条 センターの開所日は、長寿すこやかセンターの開所日とする。

2 センターの開所時間は、長寿すこやかセンターの開所時間とする。

(運営委員会)

第7条 センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会においては、次のことについて助言等を行う。

(1) センターで実施する事業の企画、運営やマニュアル等に関すること

(2) 市民後見人養成に係るカリキュラムに関すること

(3) 市民後見人候補者の選定に関すること

(4) 市民後見人候補者の推薦に関すること（ただし、市民後見人の受任に適合するものとして別に定めるものに関するものを除く。）

(5) その他、第2条の目的を達成するために必要なこと

3 運営委員会は、弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会から推薦された者、学識経験者、京都市で構成する。

なお、その他センターが必要と認めるものを加えることができる。ただし、センターはこれにかかわらず、必要と認める者を運営委員会に加えることができる。（職員体制等）

第8条 センターには、運営を統括する所長（長寿すこやかセンター所長と兼務することができる。）を置くとともに、第3条の事業を実施するために必要な担当職員を配置しなければならない。

2 前項の担当職員については、長寿すこやかセンターとして実施する事業にも従事することができる。

(利用料)

第9条 この事業の利用料は無料とする。ただし、教材費等の実費相当分については、原則として利用者の負担とする。

(相談の記録及び保存)

第10条 センターに相談のあった内容については、センターにおいて記録し、保存するものとする。

2 前項に規定する記録の保存期間については、最後に記入したときから5年間とする。ただし、センターにおいて必要と認めるものは、5年間を超えて保存することができる。

(秘密の保持)

第11条 センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託)

第12条 この事業の実施については、京都市長寿すこやかセンター条例第3条に規定する指定管理者に委託するものとする。

2 この事業を実施するに当たり専門的な知識及び技能を必要とする場合は、再委託することができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、保健福祉局長寿社会部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。